

行政書士・社会保険労務士

中村優子法務事務所

NEWS LETTER

(2016年11月号)



福岡市中央区天神4丁目8-2
天神ビルプラス8F

tel:092-211-0207 fax:092-724-4666

※このニュースは、当事務所の顧問先様及びご縁をいただきました事業主様にお送りしております。

◆ご挨拶



早くも11月を迎えました。今年も残すところ2カ月弱ですね。さて、私は毎年秋に、三瀬の「どんぐり村」に行くことが恒例行事となっております。大好きなヤギさんとの戯れはもちろんのこと、第2の目的である「ゆず胡椒」も無事に購入できて満足の日でした。（どんぐり村で作られたゆず胡椒はもちろんですが、三瀬峠付近にもおススメ店があると教えていただいたので♪）冬はお鍋が多いので、ゆず胡椒は必需品です♪楽しみ楽しみ… 中村

◆母校で講義しました

母校である福岡県立筑紫高等学校「OB座談会」にて、講師の一人として呼んでいただくこと今年で3回目になります。これは高校2年生を対象としたもので、様々なOBの職種やその内容やその職へ就くまでの道のりを知ってもらおう事で、進路・進学に関する意識や意欲の増進を図ることが目的です。私は「行政書士」としてお話をさせていただきました。

題して「学校では教えてくれない?! 社会に出て役立つ法律やお役所手続き」

★行政書士の仕事について…

- (例1) コンビニエンスストア
「食品営業許可申請」「一般酒類小売業免許申請」「たばこ小売販売業許可申請」が必要になる。
- (例2) 居酒屋、喫茶店、レストラン等の飲食店
「飲食店営業許可申請」「深夜における酒類提供飲食店営業開始の届出」(深夜0時以降～)が必要になる。

など、行政書士が事業主と役所の橋渡しとなって適正に許可申請や届け出を行うことで、安心して日常生活を過ごせることをPRしてまいりました。(福岡県行政書士会企画部の副部長でもあるので、♪) 後輩が「行政書士」という仕事に興味を持ってくれたら嬉しいです!



◆移動時間は生産性マイナス!

会社の内部で使われる経費はよく見えることから、細かく節約されています。ところが「営業の仕事」は形がなく、つかみどころがありません。また広い意味での営業費は会社の外で消費されることから意外に見落としがちです。

中小企業、1人当たりの年間純利益は全業種平均39万円です。(H28年)それを1カ月、1週間、1日で割るとどうでしょうか。いかに毎日の限られた時間の中で生産性を高めなければならないことが分かります。

また、「営業マン」は内勤社員の給与分も稼がなければならないので、自身の給与の4倍は稼がなければなりません。

ところが、「移動時間」が多いとそれだけで「仕事をした」という感覚に陥り、本来の営業力が低下。移動するだけでもその営業マンの本来の時給やガソリン代など、多くの経費が流失していることも気が付かれませぬので、結果、生産性はマイナスになるのです。(タイムシマネー)

打開策の一つは「営業地域を絞ること」そこに、必勝の条件である「3倍の営業力を投入」することです! 詳細はランチエスター地域戦略にて♪



経営の源である「粗利益」は、お客様との「面談」「電話」「メール」「FAX」「はがき」など、何らかの「コミュニケーション」を取る時間から発生します。同業者より10%この時間を多く取ると、利益性は格段に良くなりますよ。

